

## 学校教育における外部人材活用事業 審査要領

令和5年6月15日  
総合教育政策局長決定

学校教育における外部人材活用事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

### 記

#### (秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

#### (利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当するものがいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局教育人材政策課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
  - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
  - ③ 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ④ 繁密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて繁密な関係にある者）
  - ⑤ 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
  - ⑥ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係
  - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の①から⑥に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、⑦に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

#### (不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省総合教育政策局教育人材政策課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。